

第2次潟上市過疎地域持続的発展計画（案）の概要

潟上市総務部企画政策課

1. 計画策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）が令和3年4月1日に施行
 ⇒新たな過疎地域の要件が追加され、**旧昭和町・旧飯田川町の地域が過疎地域に指定**

◎過疎地域の抱える課題

- ◆地域社会を担う人材の確保 ◆地域経済の活性化 ◆情報化
- ◆交通の機能の確保及び向上 ◆医療提供体制の確保
- ◆教育環境の整備 ◆集落の維持及び活性化
- ◆農地、農林等の適正な管理 等



令和3年度から令和7年度までを計画期間とする
「潟上市過疎地域持続的発展計画」を策定
 過疎からの脱却を目指すべく、課題に対し取り組むべき施策を展開

引き続き、過疎指定を受けた地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする**「第2次潟上市過疎地域持続的発展計画」**を策定する。

3. 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成、過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保に関する事
2. 産業の振興
 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の振興に関する事
3. 地域における情報化
 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正、地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供に関する事
4. 交通施設の整備、交通手段の確保
 市道等の交通施設の整備及び地域旅客運送サービスの持続可能な提供に関する事
5. 生活環境の整備
 住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境に関する事
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 子育て支援や介護サービスの確保及び充実、これらに従事する者の確保、施設整備、保育サービス等を受けるための地域住民負担の軽減等に関する事
7. 医療の確保
 必要な施設、設備の整備、医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等に関する事

2. 計画の方向性及び構成

本計画は、過疎法及び秋田県が定める「過疎地域持続的発展方針」に基づき、「潟上市みらい共創プラン（第3次潟上市総合計画）」や「潟上市公共施設等総合管理計画」との整合を図りつつ策定する。

◎構成について

はじめに、「基本的な事項」（大項目1）において、下表に掲げる事項を記述し、以降、「地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」（大項目2以降）において、下表に掲げる項目ごとに現況と問題点、その対策、計画及び公共施設等総合管理計画等との整合について記述する。

(大項目1) 基本的な事項	
(1) 潟上市の過疎指定地域	(6) 地域の持続的発展のための基本目標
(2) 潟上市の概況	(7) 計画の達成状況の評価に関する事項
(3) 人口及び産業の推移と動向	(8) 計画期間
(4) 行財政の状況	(9) 公共施設等総合管理計画との整合
(5) 地域の持続的発展の基本方針	
(大項目2以降) 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項 ※平易化のため1から採番	
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	7. 医療の確保
2. 産業の振興	8. 教育の振興
3. 地域における情報化	9. 集落の整備
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	10. 地域文化の振興等
5. 生活環境の整備	11. 再生可能エネルギーの利用の推進
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

8. 教育の振興

小中学校等の施設等や集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備、教職員の配置、通学支援、過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を生かした教育機会の提供、子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興、過疎地域の特性に応じた学校教育、社会教育の充実及び生涯学習の振興に関する事

9. 集落の整備

基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備、集落の適正規模及び配置、集落支援員の配置等に関する事

10. 地域文化の振興等

地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成等に関する事

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域の自然的特性を生かしたエネルギーの利用及び土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進に関する事

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

自然環境の保全及び再生に関する事並びにその他事項

第2次潟上市過疎地域持続的発展計画（案）の概要

潟上市総務部企画政策課

4. 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項の方針

事 項	方 針
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<p>若者の流出を抑制するとともに定住指向を高めるため、就業の場や機会を確保するほか、良好な住環境、子育て環境の整備を図ります。また、ICTの発展や恵まれた自然環境に対する関心の高まりなどにより都市部から地方への新たな人の流れが生じており、この流れをいかした「関係人口」拡大の取組も重要になっています。過疎地域の持続的発展のために、若者の地域への定着・回帰・関わりを促進し、これからの地域経済を担う人材の確保を図ります。</p>
2. 産業の振興	<p>農林水産業については、豊かな自然環境と先人のたゆまぬ努力により、発展・維持されてきた重要な地域産業であり、今後も様々な社会情勢の変化等に対応しながら次の世代に引き継いでいけるよう、特に担い手不足や後継者不足の解消、規模拡大、集積・集約化、法人化の推進を目指すべき方向として、その振興に努めます。</p> <p>商工業については、地域経済の活力を生み出すため、雇用の確保及び地域内の企業間の連携を図るとともに、起業を含めた新たな事業に取り組む事業者や個人等を支援します。また、従来の地域商工業にも目を向けたきめ細かな施策を展開します。</p> <p>観光については、観光情報の発信や各種イベントの実施等を通じ、広域観光ルートのネットワーク化、地域資源を活用した新たな観光まちづくりの推進により、観光客の滞在時間増加を図ります。</p>
3. 地域における情報化	<p>過疎地域においても情報格差が発生しないための情報化施策を進め、過疎地域特有の住民ニーズを把握し、その対応に努めます。</p> <p>また、防災行政無線や登録制メール、市公式SNSの連携を通じて、多様な情報伝達手段を確立し、災害時における迅速かつ確かな情報発信体制を構築します。</p>
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>交通施設は、地域発展の根幹であり、過疎地域の持続的発展のためには重要な要素の一つでもあることから、重点的に整備を推進します。幹線道路については、他市町村や地域内の居住地域と産業活動地域、公共施設等を結ぶ地域間連絡道路としての役割の充実を図ります。地域住民が日常的に利用する生活道路については、地域住民のニーズに対応した即効性のある整備を図ります。また、管理路線区域における日常生活の利便性の向上及び災害時の避難路としても利用できるよう道路施設等整備の促進と適切な維持管理に努めます。</p> <p>交通手段の確保については、少子高齢化、人口減少社会の中でも、公共交通の利便性の向上と、効果的かつ効率的な交通サービスの実現を目指します。交通空白地域の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、マイタウンバスやデマンド型乗合タクシーを運行します。また、地域公共交通計画に基づいた事業を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。</p>
5. 生活環境の整備	<p>上下水道については、市民が快適に安心して生活できるよう施設の維持管理に努めるとともに事業の効率化を図るため、広域化・共同化等について検討していきます。</p> <p>廃棄物処理については、地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境を確保するため、廃棄物の適切な処理と施設の維持管理に努めます。また、ごみの減量化や3Rを促進し、環境負荷の軽減を図り、循環型社会の形成を推進します。</p> <p>斎場については、火葬業務を支障なく行うため、施設の適正な運営及び維持管理に努めます。</p> <p>消防・救急体制の整備については、災害から住民の生命及び財産を守り、安心して暮らすことができるよう、施設や装備品等の計画的な更新・整備を進めるとともに、地域防災の中核を担う消防団の団員確保・育成に努め、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、防災訓練や啓発活動を通じて住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自主防災組織の組織率向上と活動の充実を図り、地域全体の防災力を強化します。</p> <p>公営住宅の整備については、安全で良好な居住環境を整備するため、計画的に維持管理していきます。将来的には、民間の賃貸住宅等を活用するなど、公営住宅のあり方を検討します。</p> <p>交通安全対策については、地域住民の意識高揚を図るとともに、カーブミラー等の交通安全施設を整備し、交通事故のない安全・安心に暮らせる地域社会の実現を目指します。</p> <p>公園・緑地の整備については、市民の運動や憩いの場、災害時の避難場所などの多面的な役割があることから、樹木、広場等の良好な維持管理を図ります。</p> <p>未利用公共施設の管理については、人口減少や老朽化等により未利用の施設が増加していることを踏まえ、地域住民の安全・安心な生活環境の確保とよりよい景観の保全のため、解体撤去も視野に入れながら適正な管理を図ります。</p> <p>防犯対策については、子どもから高齢者まで地域住民が生涯にわたり安全に暮らし、積極的に社会参加ができるよう、警察、防犯協会、防犯指導隊などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を展開します。</p> <p>空き家対策については、空き家の倒壊等による事故、犯罪、火災等を未然に防止し、地域と住民の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ります。</p>

第2次潟上市過疎地域持続的発展計画（案）の概要

潟上市総務部企画政策課

事 項	方 針
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<p>子育て環境の確保については、潟上市こども計画に基づき、こども家庭センターを中心とした乳幼児期からの切れ目のない包括的な支援体制を構築していくとともに、就学前施設及び放課後児童クラブにおいて、児童の安全で安心できる生活の場を維持し、質の高い保育を持続して提供できるよう努めます。</p> <p>高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括支援システム」の一層の推進を図り、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことができる体制づくりに努めます。</p> <p>障がい児・者の保健及び福祉の向上及び増進については、住み慣れた地域で安心して生活ができるように潟上市地域福祉計画や障害者計画を踏まえながら、必要なサービスや支援を提供できる環境づくりに努めます。</p> <p>地域の保健及び福祉の向上及び増進については、地域住民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい知識の普及啓発や健康教室、健康相談、サロン活動等を実施し、心身の健康の保持増進と健康寿命の延伸を図ります。また、感染症の発生及びまん延を防止するため各種予防接種を推進します。</p> <p>少子化対策に係る結婚支援については、結婚に希望を持てる気運の醸成を図るとともに、独身者の出会いと結婚への支援の充実を図ります。</p>
7. 医療の確保	<p>地域住民の健康と命を守るため、市内医療機関との連携体制の充実を図るとともに、二次医療圏の救急病院（秋田厚生医療センター）への支援を継続し、安心して医療を受けられる地域医療体制づくりを推進します。</p>
8. 教育の振興	<p>学校教育については、ふるさと教育を推進するとともに、家庭や地域等との連携・協働を図りながら、学校における教育活動全体を通じてふるさとへの愛着を持ち、確かな学力・豊かな心・健やかな体を備えた子どもを育成します。また、質の高い教育を行う上で必要な人的配置、学校・家庭・地域の連携協働の推進、教育環境の整備、通学支援等に努めます。</p> <p>社会教育については、社会構造の変化や経済情勢の変化に伴い市民のニーズは多様化している中で市民一人ひとりが心の豊かさや生きがいを感じ、地域の活性化に結びつくような学習機会の充実、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。また、活動拠点となっている施設の環境整備を推進します。</p> <p>集会施設については、地域コミュニティ活動の拠点施設であるため、計画的な整備を図り、効率的な利用を促進します。</p> <p>社会体育については、地域住民が自主的・主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また、多世代交流ができるよう、地域コミュニティと連携しスポーツ活動を推進します。</p>
9. 集落の整備	<p>自治会活動やコミュニティ活動振興事業等の自主的なコミュニティ活動を支援し、地域への愛着感を高める一方、地域の実情に即した自治組織のあり方を検討しながら、市民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、その活動を支援します。</p>
10. 地域文化の振興等	<p>地域の伝統や文化的資産の保存伝承、さらにそれらをいかした地域づくりを図り、市民や地域とともに保存及び活用を推進します。</p> <p>地域の歴史や文化の周知と情報発信の推進により、市民の郷土への愛着と誇りを育みます。</p>
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	<p>過疎地域における新たな産業の振興、循環型社会の形成、自然環境の保全等の観点から再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進を図ります。</p>
12. その他地域の持続的発展に關し必要な事項	<p>地球温暖化対策や低炭素社会の構築、環境保全活動の支援や環境教育等を実施することで、地域の自然環境の保全と環境意識の高揚を図ります。</p>